

平成23年第3回美幌町議会定例会会議録

平成23年 3月 8日 開会

平成23年 3月18日 閉会

平成23年 3月 8日 第1号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 行政報告
日程第 4 推薦第 1 号 美幌町農業委員会委員の推薦について
日程第 5 同意第 1 号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
日程第 6 議案第 10 号 町道路線の認定について
日程第 7 議案第 11 号 美幌町基金条例の一部を改正する条例制定について
日程第 8 議案第 12 号 平成 22 年度美幌町一般会計補正予算(第 9 号)について
日程第 9 議案第 13 号 平成 22 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第 6 号)について
日程第 10 議案第 14 号 平成 22 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)について
日程第 11 議案第 15 号 平成 22 年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)について
日程第 12 議案第 16 号 平成 22 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第 6 号)について
日程第 13 議案第 17 号 平成 22 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第 4 号)について
日程第 14 議案第 18 号 平成 22 年度美幌町水道事業会計補正予算(第 2 号)について
日程第 15 議案第 19 号 平成 22 年度美幌町病院事業会計補正予算(第 3 号)について
追加日程第 1 議案第 32 号 財産の処分について
追加日程第 2 議案第 33 号 平成 22 年度美幌町一般会計補正予算(第 10 号)について

○出席議員

- | | | | |
|----------|---------|---------|--------|
| 1 番 | 岡本美代子君 | 2 番 | 横関望吉応君 |
| 3 番 | 平野茂夫君 | 4 番 | 柏葉久子君 |
| 5 番 | 佐々木里枝子君 | 6 番 | 松浦和浩君 |
| 7 番 | 大江道男君 | 8 番 | 坂田美栄子君 |
| 9 番 | 吉住博幸君 | 10 番 | 杉原重美君 |
| 副議長 11 番 | 大原昇君 | 12 番 | 古舘繁夫君 |
| 13 番 | 橋本博之君 | 議長 14 番 | 小林勲君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条の規定による出席説明者

- | | | | |
|---------|-------|-----------|-------|
| 美幌町長 | 土谷耕治君 | 教育委員会会長 | 山内和裕君 |
| 農業委員会会長 | 菅原一雄君 | 選挙管理委員会会長 | 加藤茂君 |

監 査 委 員 本 多 忠 夫 君

○地方自治法第121条の規定による出席受任説明者

副 町 長	染 谷 良 君	総 務 部 長	浅 野 俊 伸 君
民 生 部 長	馬 場 博 美 君	経 済 部 長	平 野 浩 司 君
建 設 水 道 部 長	部 田 貴 好 君	病 院 事 務 長	大 江 勇 司 君
会 計 管 理 者	鈴 木 元 春 君	事 務 連 絡 室 長	糸 屋 定 春 君
総 務 主 幹	高 崎 利 明 君	電 算 主 幹	植 木 恒 則 君
住 民 活 動 主 幹	丸 山 俊 夫 君	政 策 財 務 主 幹	平 井 雄 二 君
契 約 財 産 主 幹	村 田 純 一 君	税 務 主 幹	大 平 幸 雄 君
環 境 生 活 主 幹	石 田 勇 一 君	児 童 支 援 主 幹	佐 藤 和 恵 君
福 祉 主 幹	岩 田 憲 次 君	健 康 推 進 主 幹	佐 藤 修 君
福 祉 施 設 主 幹	高 木 恵 一 君	農 政 主 幹	谷 川 明 弘 君
公 社 主 幹	広 島 学 君	耕 地 林 務 主 幹	伊 成 博 次 君
商 工 観 光 主 幹	戸 井 田 准 一 君	都 市 整 備 主 幹	磯 野 憲 二 君
施 設 管 理 主 幹	門 別 孝 志 君	住 宅 建 築 主 幹	渡 部 敏 行 君
水 道 主 幹	澤 畠 雅 俊 君	病 院 総 務 主 幹	大 村 英 則 君
事 務 連 絡 室 次 長	篠 永 幸 男 君	教 育 長	川 崎 俊 郎 君
教 育 部 長	佐 藤 庄 一 君	学 校 教 育 主 幹	藤 原 豪 二 君
学 校 給 食 主 幹	伊 原 薫 君	社 会 教 育 主 幹	小 西 守 君
文 化 ホ ー ル 建 設 準 備 主 幹	石 坂 聡 君	ス ポ ー ツ 振 興 主 幹	田 村 圭 一 君
博 物 館 主 幹	小 林 敬 君	農 委 事 務 局 長	嶋 田 秀 行 君
選 管 事 務 局 長	武 田 孝 司 君		
監 査 委 員 室 長			

○議会事務局出席者

事 務 局 長	高 坂 登 貴 雄 君	次 長	荒 井 紀 光 子 君
議 事 係 長	小 室 保 男 君	庶 務 係 長	松 尾 ま ゆ み 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（小林 勲君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第3回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 勲君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番大江道男さん、8番坂田美栄子さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小林 勲君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

3月1日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

9番吉住さん。

○9番（吉住博幸君）〔登壇〕 去る3月1日、平成23年第3回美幌町議会定例会にかかわる議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本日8日、第1日目は、初めに町長から行政報告を受け、その後、人事案件を審議した後、平成22年度関連議案である議案第10号から議案第19号までを審議いたします。

第2日目、9日は、平成23年度関連議案の議案第20号から議案第31号までを一括上程した後、町長から予算編成方針の説明を受けることとなります。その後、通告順に、平野茂夫さん、杉原重美さん、坂田美栄子さん、岡本美代子さん、大江道男さんの一般質問を行います。

第3日目、10日は、平成23年度関連議案について、順次、提案理由の説明を受けた後、議案の精査、疑問点の整理を行うことにいたします。

第4日目、11日は、開会后、直ちに本会議を休憩し、休憩中に議案の精査、疑問点の整理を行います。

なお、町に対して資料の要求や説明を求める場合は、午後3時までに所定の様式により議会事務局へ提出するよう心がけていただきたいと存じます。

第5日目、12日、第6日目、13日は、休日休会となります。

第7日目、14日は、議会側から要求のあった資料を町が作成するための日程を確保するために議決休会といたします。

第8日目、15日は、開会后、本会議を休憩にし、休憩中に疑問点の整理を行います。

第9日目、16日は、開会后、平成23年度関連議案の質疑を行います。

第10日目、17日は、前日に引き続き平成23年度関連議案の質疑を行い、質疑終了後に本会議を休憩し、会派等の意見調整を行います。

第11日目、18日は、開会后、本会議を休憩し、終日、会派等の意見調整に充てる予定であります。

第12日目、19日、第13日目、20日、第14日目、21日は、休日休会となります。

第15日目、22日は、開会后、平成23年度関連議案の表決を行い、その後、請願、意見書案、報告案件を予定しております。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日3月8日から3月22日までの15日間、実質9日間といたしましたが、審議が円滑に進んだ場合は日程を順次繰り上げることにいたします。

次に、閉会中に請願、陳情を受理しているので、その取り扱いについて報告します。

全運輸労働組合北海道地区協議会からの住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める請願については、委員会付託を省略し、本会議において即決することにいたします。

なお、同団体からは同趣旨の陳情も受理し

ていますが、請願の審議を通して取り扱いを決めることにいたします。

北海道自治体労働組合連合からの保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情、北海道町村議会議長会からの地域医療存続のための医師確保に関する要請、以上2件については、それぞれ意見書を作成し、関係機関へと提出いたします。

新年度予算案を審議する重要な定例会であり、会期15日間の長丁場になり、慎重なる審議に議員各位の協力をお願いして議会運営委員会の報告といたしますが、重ねて職員各位に対しても、今定例会においては時間の延長等も予想されますので、御協力を切にお願いして、議会運営委員会の報告とお願いいたします。

○議長（小林 勲君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から3月22日までの15日間とし、資料作成に要する日程確保のため、3月14日を休会とすることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議会運営委員会委員長の報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、会期は本日から3月22日までの15日間とし、3月14日を休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（小林 勲君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、菅原農業委員会会長、明日以降欠席の旨、加藤選挙管理委員会委員長、本日午後以降欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本定例会中、町広報及び議会広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影を許可しておりますので、あわせて御承知お願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（小林 勲君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに平成23年第3回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に、国勢調査結果の概要についてであります。

昨年10月1日を調査基準として実施されました平成22年国勢調査の速報によりますと、本町の人口は2万1,581人、世帯数では8,725世帯となっております。これを前回の平成17年国勢調査結果と比較しますと、人口で1,238人、5.4%の減少、世帯数でも158世帯、1.8%の減少となっております。

人口減少の要因は、最終的な集計結果を待つて分析しなければなりません、少子化の進行及び町外への就学や就職などが考えられます。

なお、確定値やその他の調査結果は、後日、総務省統計局から順次公表されることとなっております。

第2に、防衛計画の大綱についてであります。

日本の安全保障の指針となる平成23年度以降に係る10年間の防衛計画の大綱と、大綱に基づく中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）が昨年12月17日に閣議決定されたところであります。

内容につきましては、今後の安全保障及び防衛力のあり方について、基盤的防衛力から動的防衛力に移行することとなりましたが、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会を初め陸上自衛隊美幌駐屯部隊充実整備期成会を中心とした地域一丸の取り組みにより、陸上自衛隊の定数は15万4,000人と、前回の大綱から1,000人の微減にとどまり、北海道の大幅な人員減は避けられることとなりました。御協力いただきました多くの皆様に御礼を申し上げる次第であります。

今後の具体的な陸上自衛隊駐屯地の削減及び統廃合については示されておりませんが、戦車、火砲がそれぞれ200両削減されることから、道内及び美幌駐屯地への影響も懸念されているところであり、今まで以上に情報の収集に努め、より一層強力な要望活動に取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

第3に、美幌町スポーツ奨励賞の表彰並びに本町出身スポーツ選手の活躍についてであります。

このたび1月29日から長野市で開催されました第31回全国中学校スケート大会において、美幌北中学校3年生の一戸誠太郎君が5,000メートルで優勝、3,000メートルにおいても準優勝という素晴らしい成績を上げられました。このことは、スケート関係者はもとより本町にとって大変名誉なことであり、次代を担う子供たちに夢と希望を与え、本町のスポーツ振興に多大な貢献をされたことから、去る2月14日に美幌町スポーツ奨励賞の表彰を行ったところであります。

また、1月6日から釧路市で開催されました第83回日本学生氷上競技選手権大会にお

いて、日本体育大学の藤村あゆみ選手が3,000メートルと1,500メートルにおいて優勝を果たし、2冠というすばらしい成績を上げられております。

さらに、1月7日に札幌市で開催されました全日本クロスカントリーレース2011におきましては、大林千紗選手が5キロメートルフリーにおいて優勝を果たしたところであります。

国際大会におきましては、1月14日からフィンランドのボッカティで開催されました障害者ノルディックスキーワールドカップにおいて、久保恒造選手がバイアスロン・パシュートで、海外大会において初優勝、さらに、バイアスロン・ロングにおいても優勝を果たし、2戦連続優勝という快挙を成し遂げました。

久保選手につきましては、今ワールドカップにおいて、クロスカントリー・ミドル・パシュートで5位、バイアスロン7.5キロメートルでも2位に入賞するなど、日本の第一人者としてすばらしい成績を上げられたところであります。

一方、石田正子選手につきましても、1月30日からカザフスタンのアルマティで開催されました第7回アジア冬季競技大会において、クロスカントリースキー5キロメートルクラシカルと15キロメートルクラシカルで優勝を果たし、アジア2冠という快挙を成し遂げました。さらに、10キロメートルフリーで2位、20キロメートルリレーでも2位に入賞するなど、日本のエースとしてすばらしい成績を上げられたところであります。

このように、今シーズンの美幌町出身スポーツ選手の国内・国際大会における活躍は輝かしく、目を見張るものがあり、次代を担う子供たちの励みであり、また、町民にとって大きな喜びであります。

今後とも選手の皆さんのさらなる御活躍を全町民とともに御期待申し上げ、本町出身スポーツ選手の活躍についての報告といたします。

第4に、2月4日現在の建設工事進捗状況についてであります。

提出しております参考資料のとおり、本年度に計画いたしております工事件数32件のうち、土木工事10件、建築工事3件、上水道工事5件、下水道工事1件、浄化槽工事12件の計31件を発注し、消化率は、件数で96.9%、工事額で85%となっております。

なお、債務負担行為により施行しております平成21年度発注の工事4件は、第Ⅲ期埋立処分場造成工事の検定を残し、すべて完成しているところであり、平成22年度計画の工事6件につきましては、第Ⅲ期埋立処分場浸出水処理施設建設工事2件が平成24年2月29日までに、第131号道路外3改良舗装工事その3が平成23年9月6日に、（仮称）文化ホール建設工事3件が平成24年6月29日に完成する予定となっております。

また、繰越明許費による工事は、計画の16件をすべて発注し、3月18日に完成予定の美園保育所内部改修工事を残し、すべて完成しているところであります。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

人事案件について。

オホーツク町村公平委員会委員、田中誠氏は、本年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任することについて御同意を賜りたいのであります。

町道路線の認定について。

第466号道路については、寄附を受けた道路用地が町道の認定要件を備えていることから、第676号道路については、道道北見端野美幌線の改修工事に伴い、それぞれ認定を行おうとするものであります。

条例の一部改正について。

議案第11号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定については、美幌町交流促進センターに木質バイオマスボイラーを整備するための森林整備加速化・林業再生基金の残高がなくなることから改正しようとするもので

あります。

平成22年度各会計補正予算については、まず、一般会計の主なものとしては、事業費の確定による債務負担行為及び地方債の補正、財政調整基金積立金として8,082万5,000円。病院事業会計繰出金として3,449万5,000円。農業活性化緊急基盤整備工事費として3,244万1,000円。北海道エアシステム出資金として403万2,000円。全国・全道競技大会選手派遣補助金として95万9,000円。その他、年度末における事務事業の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

次に、特別会計及び事業会計についてであります。国民健康保険特別会計については、一般被保険者高額医療費及び直営診療施設に係る特別調整交付金増額による繰出金の増額のほか、年度末における事務事業の確定等による整理を、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計、水道事業会計、病院事業会計については、年度末における事務事業の確定等による整理を行おうとするものであります。

組合規約の変更について。

議案第20号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について及び議案第21号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、広域紋別病院企業団の加入に伴い、規約を変更しようとするものであります。

条例の一部改正について。

議案第22号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、人事院勧告に基づく国の改正に準じ、1カ月に60時間を超える時間外勤務の算定の基礎に、日曜日またはこれに相当する日の勤務時間を含める改正をしようとするものであります。

議案第23号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、平成21

年10月1日から暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額を、本年4月1日から恒久化するための改正をしようとするものであります。

なお、平成23年度各会計予算につきましては、後ほど平成23年度予算編成方針において総括的に御説明いたしました後、各議案について逐次御説明を申し上げてまいりますので、慎重な御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます、行政報告と提出案件の概要説明といたします。

○議長（小林 勲君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第4 推薦第1号

○議長（小林 勲君） 日程第4 推薦第1号美幌町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の農業委員は1人とし、鈴木光子さんを推薦いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は1人とし、鈴木光子さんを推薦することに決定しました。

◎日程第5 同意第1号

○議長（小林 勲君） 日程第5 同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

オホーツク町村公平委員会委員、田中誠氏は、平成23年3月31日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、オ

ホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるというものでございます。

記。

住所、北見市端野町二区347番地16。

氏名、田中誠氏。

生年月日、昭和10年12月7日生まれ。

田中氏は、現在、1期目でございます。この委員の任期については4年でございます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定しました。

◎日程第6 議案第10号

○議長（小林 勲君） 日程第6 議案第10号町道路線の認定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（部田貴好君） 議案の4ページであります。

議案第10号町道路線の認定についてを御説明申し上げます。

道路法第8条の規定により、町道路線を次のように認定しようとするものであります。

町道路線の認定につきましては、記以下の2路線でありまして、詳細につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

資料2（議案第10号関係）。

町道認定路線であります。

図面では、丸印が起点、矢印が終点であります。

路線名が第466号道路であります。

認定します路線につきましては、稲美の旭団地南側にあります町道第107号道路を起点として、町道第441号道路を結ぶ路線を認定しようとするものであります。

この路線については、私道の土地所有者から寄附をしていただいたものであります。

次のページをお開きください。

資料3（議案第10号関係）。

町道認定路線であります。

路線名が町道第676号道路であります。

認定します路線につきましては、豊岡地区になります。平成22年11月5日に開通しました新道道北見端野美幌線を起点として、旧豊岡小学校前の町道第24号道路を結ぶ路線であります。

この路線は、新道道北見端野美幌線の交差点改良に伴い、町道の取り付け道路として新設された道路を町に移管されましたので、新規に認定するものであります。

なお、旧豊岡小学校前の町道第24号道路ですが、終点が旧豊岡小学校前のT字路まででしたが、新道道が開通されたことによって、そのT字路から、左下に「至北見市」と記載してあります新道道端野美幌線にぶつかるT字路までが町に移管されましたので、この部分については議決事項ではないため、区域の変更ということで、後に告示行為により町道第24号道路終点の延長を行うものです。

町に移管されたことによって、実延長が4,892.8メートルから5,092.38メートルに変更されますので、よろしく願いいたします。

1ページに戻っていただきたいと思いません。

資料1（議案第10号関係）。

町道路線の認定であります。

1路線名が第466号道路であります。総延長が56.8メートル、実延長が41.2メートル、重複延長は15.6メートル。最大敷地幅員、最小敷地幅員とも8.0メートルであります。

2路線名が第676号道路であります。総延長が169.0メートル、実延長が139.5メートル、重複延長29.5メートル。最大敷地幅員が35.0メートル、最小敷地幅員が19.0メートルであります。

なお、起終点の住所につきましては、本文に記載してありますので、朗読を省略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第10号町道路線の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第11号

○議長（小林 勲君） 日程第7 議案第11号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案の5ページでございます。

議案第11号美幌町基金条例の一部改正について御説明を申し上げます。

美幌町基金条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、内

容につきましては参考資料のほうで御説明申し上げますので、参考資料の4ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、改正目的でございますが、森林整備加速化・林業再生基金は、美幌町交流促進センターに木質バイオマスボイラーを整備するため、平成21年度の国の補正予算である森林整備加速化・林業再生事業補助金の補助残の財源としまして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充てることで基金を設置しておりましたが、工事費に充当することにより基金がなくなることから、美幌町基金条例の森林整備加速化・林業再生基金を廃止するものでございます。

改正内容でございますが、第2条第16号に「森林整備加速化・林業再生基金、美幌町交流促進センターに木質バイオマスボイラーを整備することに資する」と規定しております部分を削除するものでございます。

また、森林整備加速化・林業再生基金を削除することにより、第3条の「基金の積み立て」、第5条の「基金の処分」、第6条の「基金の運用益金の処理」でそれぞれ規定している条文中「森林整備加速化・林業再生基金」を削り、「及び町営住宅敷金基金」に改めるものでございます。

施行日につきましては、平成23年3月31日でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第11号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第12号

○議長（小林 勲君） 日程第8 議案第12号平成22年度美幌町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案第12号平成22年度美幌町一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

平成22年度美幌町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,099万円を追加し、歳入歳出それぞれ115億3,664万3,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別で御説明申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更につきましては、「第2表 債務負担行為補正」で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更につきましても、「第3表 地方債補正」で御説明申し上げます。

それでは、11ページをお開きいただきたいと思ひます。

第2表、債務負担行為の補正でございます。

まず、一番上の電子計算機借上料、これは庁舎の電算システムの更新で、見積もり合わせの結果によりまして、限度額を2,480万2,000円減じまして、2億87万8,000円とするものでございます。

その下の多目的公用車購入費につきましては、見積もり合わせの結果によりまして35万5,000円を減じ、限度額を429万1,

000円とするものでございます。

その下の第Ⅲ期埋立処分場浸出水処理施設建設工事監理業務につきましては、入札結果に基づき、限度額を247万8,000円減じまして、1,462万4,000円にするものでございます。

次に、農業経営基盤強化資金利子補給、これにつきましては、スーパーL資金の利子補給でございまして、当初29件を予定しておりましたが、実績で25件となったことから、限度額を32万8,000円減じまして、599万9,000円とするものでございます。

次に、第131号道路外3改良舗装事業、これは、防衛の補助を受けて実施しております道路の整備事業で、入札結果によりまして、限度額を559万5,000円減じまして、4,595万7,000円とするものでございます。

次に、道路台帳修正業務につきましては、入札結果に基づきまして、限度額9万5,000円を減じ、168万円とするものでございます。

その下の手押ロータリ除雪機購入費、これにつきましても、見積もり合わせの結果、限度額を108万4,000円減じまして、235万2,000円とするものでございます。

その下のロータリ除雪車用草刈装置購入費、これにつきましても、見積もり合わせの結果、42万3,000円を減じまして、限度額661万円とするものでございます。

その下の(仮称)文化ホール整備事業、これにつきましても、入札結果に基づきまして、限度額132万5,000円を減じまして、10億32万3,000円とするものでございます。

一番下の事務用印刷機借上料、これはスポーツセンターの印刷機の更新でございまして、見積もり合わせの結果、限度額を1万円減じまして、97万8,000円とするものでございます。

次に、12ページでございます。

第3表、地方債の補正でございます。

一番上の水道未普及地域解消事業、これは、豊幌地区の水道未普及地域の解消事業に対する一般会計からの水道事業会計への出資に対する財源を地方債に求めるもので、入札結果によりまして、限度額を130万円減じ、1,050万円としようとするものでございます。

その下の第Ⅲ期埋立処分場造成事業、これにつきましては、入札結果によりまして、限度額を280万円減じて、2億3,760万円とするものでございます。

その下の農業生産基盤整備事業、これは、道営畑総の豊高地区に係る分でございます。事業費の確定によりまして、限度額を120万円減じ、700万円とするものでございます。

一番下の持続的農業・農村づくり促進特別対策事業、これも道営畑総の豊高地区に係りますパワーアップ分でございます。事業費の確定に伴い、限度額を220万円減じ、220万円とするものでございます。

この結果、本年度の地方債借入総額は、750万円を減じまして、7億182万円とするものでございます。

次に、28ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、このページにつきましては、年度末における額の確定または執行見込みによります整理でございます。

次に、30ページをお開きいただきたいと思います。

このページにつきましても同様でございますが、下から3段目の積立金、財政調整等基金積立金の増、積立金7,880万9,000円の増額補正でございますが、これは、1月6日、美幌ロータリークラブより、花のオークションの売り上げの一部として5万円の御寄附をいただいた分と、12月1日から12月27日までの期間に6名の方からいただきましたふるさと寄附金8万5,000円、さ

らに、財政調整基金、公共施設等整備基金、減債基金それぞれの基金利子の減に伴いまして215万1,000円の減、さらに、今回の補正に伴う財源調整分として8,082万5,000円を財政調整基金に積み立てするものでございます。

この結果、年度末におけます財政調整基金の残高は6億7,391万9,000円、減債基金が2億9,982万6,000円、公共施設整備基金が3億7,368万8,000円となる見込みでございます。

次に、32ページをお開きいただきたいと思っております。

このページにつきましては、年度末におけます執行見込み、あるいは額の確定によります整理でございます。

次に、34ページをお開きいただきたいと思っております。

34ページの下から2段目でございます。一般事務費の減の積立金7万9,000円とございます。これにつきましては、12月10日、美幌町字青山北51の6にお住まいの谷さつき様から高齢者福祉のためにと5万円を、さらに、1月19日に、東京にお住まいの豊嶋勝見様より福祉行政に役立ててほしいと20万円を、さらに、2月8日、静岡県にお住まいの朝日奈高雄様より1万円の御寄附をいただきました分と、福祉基金の利率の低下によります基金利子の減額分18万1,000円を合わせまして、7万9,000円の増額補正を行うものでございます。

この段の一番下の3、他会計負担事業費の増、繰出金、国民健康保険特別会計繰出金75万5,000円の増につきましては、国民健康保険に係る出産育児一時金の増に伴う一般会計からの繰出金でございます。

一番下の1、施設維持管理事業費の増、光熱水費2万5,000円につきましては、新町のゆうあいセンターで活動してございますNPO法人日中一時支援事業所よりみちの水道料の増に伴う分でございます。

次に、36ページをお開きいただきたいと

思っております。

一番上の上段のナンバー8になります。他会計負担事業費の増、繰出金の介護保険特別会計繰出金の12万4,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、居宅介護サービスの給付費の増に伴う一般会計からの繰出金でございます。

一番下の段の2、重度心身障害者医療費助成事業費の増、手数料5万9,000円の増額につきましては、受診件数の増に伴う審査支払い手数料及び事務取扱手数料の増に伴います補正でございます。

次に、38ページをお開きいただきたいと思っております。

下から2段目の4、他会計負担事業費の増の負担金の病院事業会計負担金3,228万4,000円の増額でございますが、これにつきましては、繰り出し基準に基づく額の確定及び不採算地区病院の運営に要する経費に係る一般会計負担金の増額補正でございます。

その下の補助金、病院事業会計補助金235万2,000円でございますが、基礎年金拠出金及び児童手当経費等の増に伴う一般会計からの補助金の増額補正でございます。

一つ飛びまして、繰出金、個別排水処理特別会計繰出金16万3,000円の増につきましては、個別排水浄化槽設置工事に係る地方債の減に伴う一般会計からの繰出金でございます。

その他につきましては、年度末における執行見込み、または額の確定によるものでございます。

次に、40ページでございますが、一番上の上から2行目になります。4、健康づくり事業費の増、償還金利子及び割引料の116万9,000円でございますが、これは、平成21年に実施しました女性特有のがん検診推進事業における補助金の精算に伴う返還金でございます。

その下、1、保健福祉総合センター維持管理事業費の増、施設用備品30万円につきま

しては、11月29日に松緑神道大和山美幌支部支部長、永澤則次様より、しゃきつとプラザの施設整備に役立ててほしいと30万円の御寄附をいただきましたので、運動指導室のトレーニング用エアロバイク1台を購入するものでございます。

次に、42ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から3段目になります。2、道営土地改良事業費の減の負担金の一番下、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業負担金77万5,000円の増でございますが、これにつきましては、北見市に農地を持っている方が畑総事業を実施したことによりまして、パワーアップ事業分の町の負担分でございます。

次の3、団体営土地改良事業費の増、工事請負費、農業活性化緊急基盤整備工事3,244万1,000円の増でございますが、これも平成22年の国の補正予算により創設されましたきめ細かな生活基盤整備事業で、1月の臨時議会におきまして実施設計を計上させていただいた分の工事で、暗渠排水が9戸で9ヘクタール、心土破砕が54戸で399.8ヘクタールを実施するものでございます。

一番下の2、林業推進事業費の減の積立金のほうでございます。273万6,000円の増額でございます。これにつきましては、森林整備協定によります寄附金として、グリーン購入ネットワークを初め民間企業と11社からの寄附金で、未来への森林づくり基金へ積み立てするものでございます。

次に、44ページをお開きいただきたいと思ひます。

44ページの一番下の段の観光費になりますが、1、観光振興事業費の増、投資及び出資金403万2,000円の増でございます。これにつきましては、北海道より空港が所在する地域の中心的な自治体に対し、新たな経営体制へ移行する北海道エアシステム、通称HACの出資協力要請がございまして、

女満別空港の利用圏域であります2市2町で協議を進めてまいったところでございますが、出資金の3%で540株に応じることで合意に至りまして、北見市と網走市がそれぞれ142株ずつ、美幌町と大空町がそれぞれ128株ずつ出資することになったもので、本町の場合、1株が3万1,500円の128株でございますので、403万2,000円の補正をいただこうとするものでございます。

次に、46ページをお開きいただきたいと思ひます。

このページにつきましては、年度末におけます執行見込み、または額の確定、入札執行に伴う整理でございます。

次に、48ページでございます。

ここも同様でございますが、下から2段目でございます。繰出金、公共下水道繰出事業費の増、繰出金、公共下水道特別会計繰出金281万7,000円の増でございますが、公共下水道における工事の入札執行及び長寿命化基本計画業務委託の地方債が対象外となったことなどから、一般会計から繰り出すものでございます。

次に、50ページをお開きいただきたいと思ひます。

このページにつきましては、年度末における整理でございます。

次に、52ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から2段目、教育振興事業費の増の扶助費、要保護準要保護児童就学援助費89万9,000円の増につきましては、準要保護就学援助対象の増加に伴うものでございます。

その下、一つ飛びまして、1、学校管理事業費の増の業務等委託料、スクールバス運行業務委託料の51万1,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、スクールバスの運行距離の増に伴います補正でございます。

一番下の段の一番下になります。教育振興

事業費の減の扶助費、要保護準要保護生徒就学援助費 55万7,000円につきましては、これも同様に、中学校の準要保護就学援助対象者の増に伴うものでございます。

次に、54ページをお開きいただきたいと思ひます。

54ページにつきましては、年度末におけます執行見込み、あるいは額の確定によります整理でございます。

次に、56ページでございます。

図書館費の3になります。活動促進事業費の減の二つ目、消耗品費5万円の増額補正でございますが、これにつきましては、12月10日、美幌町字青山北51番地の6にお住まいの谷さつき様より、図書館の蔵書に役立ててほしいと5万円の御寄附をいただきましたので、図書を購入するものでございます。

次の段の1、スポーツ振興事業費の増、補助金、全国・全道競技大会選手派遣補助金95万9,000円につきましては、美幌のミニバスケットボールスポーツ少年団男子チームが3月27日から31日に埼玉スーパーアリーナで開催の第42回全国ミニバスケットボール大会の出場が決定されまして、選手15名、指導者等の引率者4名に係る交通費等の助成で87万1,000円、さらに、今後予定されますスピードスケート大会出場分5万1,000円を見込みましての補正でございます。

次に、58ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から2段目になります。学校給食運営事業費の増の2段目、臨時職員賃金の24万4,000円につきましては、臨時職員の病気休暇等によります代替賃金の増でございます。

一つ飛びまして、賄材料費120万6,000円につきましては、各学校における給食食数の実績見込みによります増額補正でございます。

それでは、18ページにお戻りいただきたいと思ひます。

歳入でございます。

町税の関係でございますが、町民税のまず所得割の増ということで、1,297万円の増額でございますが、この所得割につきましては、給与につきましては景気低迷により減少しておりますが、農業所得が当初見込みより大幅に増加した結果、所得割の増となっております。

その下の法人町民税でございますが、法人税割につきましては、国の経済対策によります公共事業の伸び等に伴い、建設土木関係の法人と地元の食品会社、さらに農産加工関連法人の増収によります伸びでございます。

次に、家屋の増につきましては、実績の増でございます。

償却資産の増につきましては、通信会社及び農産加工会社におけます設備投資による伸びでございます。

次の町たばこ税の増につきましては、昨年10月1日から値上げされたところでございますが、実績見込みによります増でございます。

その下の都市計画税につきましては、実績増に伴うものでございます。

次に、農業費分担金の農業活性化緊急基盤整備事業美幌地区分担金の増1,622万1,000円でございますが、平成22年度の国の補正予算によりますきめ細かな生活基盤整備事業で実施します暗渠排水と心土破碎に係る受益者からの分担金でございます。

下から3段目になります。児童福祉使用料の学童保育所利用料の増につきましては、学童保育利用者の増に伴いまして131万円を増額補正するものでございます。

次に、20ページをお開きいただきたいと思ひます。

20ページの中段ぐらいになります。2、住宅費補助金のところでございます。地域住宅交付金の減で3,357万1,000円、その下の社会資本整備総合交付金で3,136万1,000円の増でございますが、これにつきましては、補助金の名称が変更になった

ことに伴います名称の変更を行うものでございます。

また、住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、1月臨時会で補正させていただきましたが、2月10日付で交付金の追加配分がございまして、申請どおり、6本の事業で総額1,290万3,000円が交付されることになりました。それに伴いまして、児童福祉費補助金の住民生活に光をそそぐ交付金の増として39万1,000円、さらに、小学校費の補助金で住民生活に光をそそぐ交付金の増で38万円の増、その下の中学校費補助金で20万7,000円、さらに、社会教育費補助金で145万9,000円を増額補正するものでございます。

次に、22ページをお開きいただきたいと思っております。

このページにつきましては、実績に基づき、補助金等の額の確定によります整理でございます。

次に、24ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上でございますが、一般林売払代の増186万1,000円でございますが、これにつきましては、登栄の町有林13.72ヘクタールのカラマツ材の売り払いでございます。

それから、その下の道建設技術センター出捐精算金20万円の増でございますが、これにつきましては、道から委託を受けて、建設事業に関する工事管理、積算等の支援及び研修等を行っております財団法人北海道建設技術センターへ本町で土木積算システムを導入した平成7年に出捐しておりました出捐金20万円について、このたび返還されることになったものによるものでございます。

次に、26ページをお開きいただきたいと思っております。

このページにつきましては、年度末における額の確定等によるものでございます。詳細につきましては、第3表、地方債の補正で御説明申し上げましたので、説明については省

略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

3番平野さん。

○3番（平野茂夫君） 1点目、44ページ、観光振興事業費の増、これは、民間会社に出資をするという話ですが、内容について及び性格についての町長の認識についてお伺いをいたしたいと思っております。

この出資する目的は何なのか。前にJALのようなこともありましたので、出資する場合はしっかりと、その出資の目的を認識した上で出資しないと、これは、ただ捨てていくのか。出資と言うから出資であって、費用の一部を負担しようとしているのか。それらの性格については、しっかりした考え方を町民に知らせないといけないと私自身は思っております。協力だとか何とかではないと、出資という目的はちゃんとあるわけですから、そのことについては、自分だけではなく、多くの町民が理解できるような、そして、後では捨ててしまうような、そういうような出資であってはならないというものでありますので、十分に町民に理解できるように説明をしていただきたい。

それから、2点目、24ページ、登栄のカラマツの売り払い代金であります。

このことについては、カラマツの中身、面積的には13.72ヘクタールということでございますが、売るときの試算状況についてお伺いをしたいと思っております。

以上、1回目です。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） HACに対する出資の基本的な考え方ということでもありますけれども、これについては、道民の足、特に我々の地域の、道東に向けての足の確保ということが一つの大きな要因になっております。

それで、全道を、今回、丘珠空港でHACを飛ばすということで、函館、釧路、帯広、

旭川、離島関係と、あと女満別空港で、地域の足として飛行機を飛ばすと、そういう体制を北海道、あるいはJAL、そして関係市町村、さらには民間の出資をいただいて、道内におけるコンピューター航空をしっかりと守るといようなことで出資をするということでございます。

もちろん、リターンも、それは考えないわけではありませんけれども、基本的には、やはり我々にとって、道路網もさることながら、鉄道もさることながら、やはり長い道東に対する、非常に時間がかかるというものを、時間を短縮するという意味ではやはり、飛行機という足が極めて重要な武器になるということでもありますので、そういう思いを込めて出資をさせていただくということでございます。

○議長（小林 勲君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 24ページの一般林の売り払いの具体的な中身でございますけれども、先ほど説明の中で、素材用材の価格が上がったというお話を総務部長のほうからさせていただいております。

当初、単価的に言いますと、ならしてですけれども2,482円、立米当たり考えておりました。これは予算ベースでございます。実際に売り払った立米数でございますけれども、立木と、それから素材、合わせて2,977立米。それを売買したときの単価で割りますと、立米当たり3,700円。ですから、今回補正させていただいた分は、面積では違うのですけれども、当初、予算で考えた面積よりは少ない結果ではありますけれども、収入としては今回補正させていただく186万1,000円の増になりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（小林 勲君） 3番平野さん。

○3番（平野茂夫君） コンピューター航空に対するリターンということは求めないというようにあります。その理論がはっきりしていないから私は非常に疑問に思うわけです。

はっきり申し上げまして、この航空の存在価値を認めてやるとすれば、全道的な視野でやるべきことであって、一部の町村に負担をさせて、それを維持していこうという、その考え方については極めて疑問に思うわけです。その点について、町長は何とも感じていないのか。言ってきたから出せばいいのか。そういうような性格のものなのかということをお私に念を押しておきたいのです。

町民に対してちゃんと説明できるように、これは、美幌町のために出すのだということの意思がはっきり見えていないと。そうであれば、これは出す必要はないと自分は思うわけです。したがって、全道的な物の考え方の視野に立った、どのような研究をし、進め方をしたのかということについて、よく説明をしていただかないと、協力という関係だから、400万円だからいいだろうと。もともと、もっと求められていた事実もあるわけですからね。

そういった中で、決断をするときの美幌町の総責任者としての考え方をはっきりここで示していただかないと、私は、町民の皆さんに、こういうことは本当に美幌町で必要なことなのだというをはっきり言い切れませんので、ここではっきり説明をしていただきたいと思っております。

それから、2回目の範囲内で、何年生でそれだけになったのかということをお本当は聞きたいのです、正直な話。13ヘクタール何ぼあって、一千何百万円に売れましたよという意味はこれでわかります。しかし、その根拠となる、50年生なのか、30年生なのか、そういったことによって価格も違いますし、そういったことは後でいいですけども、こういう予算に上げる、増額になったら喜ばしいことですよね。そうすると、やはり、こういった林層で、どういう植林であったか、どういう管理をしたかということが想定できるわけですから、何年生であったかなど、そういったことで聞きたかったわけです。

2回目はこれで終わります。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 平野議員の御指摘、私も同感であります。

それで、私は基本的には、北海道のこの広い地域を、どういった公共交通機関が端から端まで守るかということ、基本的には道の責任ではないかということ、訴えてきましたけれども、ただ、現実問題として、例えば空港から6時間もかかるところに負担をせよというのは、それは、現実的な対応としては、理論的にはわかりますけれども、現実対応として、それを求めて果たして、丘珠から女満別空港に来る飛行機を守れるかという話になると、現実対応としては非常に私は難しいので、町益を考えて今回判断させていただいたということでもあります。

もうちょっと具体的に一、二例挙げますと、やはり、私どもの町立病院、夜間救急をやっておりますけれども、ここの金、土、日を守っていただいているのは札幌医大から来ている先生です。そして、話を聞くと、やはり、千歳より丘珠便があれば、非常に我々も対応しやすいと。もし丘珠便がなくなると、それは重い決断もしなければいけないということまでも私は伺っております。

それで、具体的に、平成21年度に医師の派遣で女満別空港を使っている方が402人いるわけです。402人、この地域に医師が来ているわけです、派遣医で。そして、そのうち262人の65%の人が丘珠空港を使って来ていただいているということでもあります。これ一つとっても、やはり、我々のこの町の地域医療を守るためにも、やはり丘珠をしっかりと残してもらいたい。そして、観光面で言うのであれば、乗り継ぎのいい千歳空港、そして羽田空港、千歳空港、そして女満別空港というルートも、両方確保することが、やはり我々にとっての町益だと考えておりますので、私はそういうところで判断をさせていただいた。

あと、地域経済に対する影響力も非常に強いと思います。我々の売りは空港に近いとい

うことですから、そこにいろいろな便が飛んでいただくことが極めて重要だと、そういう判断で、町益にかなうということで今回出資を決断させていただきました。

○議長（小林 勲君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 立木、立ち木の売り払いの関係でございますけれども、具体的な個々の年数というのは、今ちょっと資料を持ってございません。

私で今お話しできるのが、立木につきましては、48年を経過したもの、これが2,112立米を売ってございます。それから、素材につきましては、30年を超えたもの、これが865立米、今回売り払いをしたということですので、よろしくお祈りします。

○議長（小林 勲君） 3番平野さん。

○3番（平野茂夫君） それで、さらにお伺いしたいのは、協力出資ということになりますと、その経営についても今後、極めて見守る必要があるということについて、私は念を押しておきたいのです。これは、協力するからには、やはり、そのまま役員になるかならないかは別としても、やはり自分の出資金を守らなければならないというのも、今度は町の使命として起きてきます。そのことについて、協力したのだからいいのだと、何のリターンも求めないのが出資だというのであれば、極めて、私は、出資をする判断としては貧しい判断になっているということを言いたいので、その辺の今後の、見守る方針とか、自分の出資を守るといっても本当に大切な仕事になりますので、そのことについての考えはお伺いをしておきたいと思っております。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 飛行機を飛ばすということは、やはり安定的な経営がないと飛ばし続けられないということだと思いますので、しっかりと経営体制を整えていただいて、そして健全な経営をし、飛び続けるということを私どもも期待しておりますし、私どものこの地域だけで全体の3%の実は出資額というようなことで、株数にしたら小さい

かもしれませんがけれども、平野議員が御心配になっていることも、我々は機会があればしっかりと訴えていきたいと、そんなふうに思いますし、私、リターンを求めないということは、今、できてすぐ、JALが厳しい状況で撤退した中でリターンを求めるのは今のところ厳しいと思います。もちろん、町の貴重な税の中から出資させていただくのですから、それはもう当然リターンがあるのが一番ベストだと思っていますけれども、そればかりをなかなか求め切れないというところもこの役割としてあると思いますので、リターンできれば、もう本当に、それを将来にわたって希望していきたいと、そんなふうに思っております。

経営のことについてもしっかりと見守っていききたいと、そんなふうに思っております。

○議長（小林 勲君） ほかに質疑ありませんか。

4番柏葉さん。

○4番（柏葉久子君） それでは、お願いいたします。

40ページのところの農林水産業費です。そちらの2番、農業担い手確保育成事業費の減が261万4,000円と、それから、7番、みらい農業センター費の減167万2,000円、別々でよろしいのですけれども、その中身、内容的なもの、どのようなあれでこのような減になっているのか説明いただければと思います。

○議長（小林 勲君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 40ページの新規就農者等支援事業補助金261万4,000円の減でございますけれども、担い手育成ということで、経営安定の補助、それから農用地等の賃貸借の補助、それから新規農業従事者、言うならば新たにつくものと、それから子弟で戻ってきた方々に対する補助をしております。

今回については、子弟に対して、例えば1、2年について50万円、それから5年、6年に対して50万円を一定のルールにおい

て使っていいということでの補助制度を設けております。今回は、その人数が当初25名考えておりましたけれども、結果的には実績として20名になったということでの減額でございます。

それから、みらい農業センター費の減については、トータルでは、今、議員がおっしゃったとおり167万2,000円と大きいのですが、次のページになりますけれども、個々の部分で、執行残というか、節約というか、それぞれの努力をした結果、42ページの金額の積み重ねがトータルの金額で減額させていただいているということで、御理解いただきたいというふうに思っています。

よろしく願いいたします。

○議長（小林 勲君） ほかに質疑ありませんか。

1番岡本さん。

○1番（岡本美代子君） 44ページ、款は違いますが教育費のほうのプールのほうにも影響いたしますけれども、木質バイオマスボイラーのことについて伺いたいと思います。

議案第11号のときにお聞きすればよかったのかもしれませんが、美幌は木質バイオマスボイラーから手を引くのかなとかというふうに考えているのです。その辺のところをもうちょっと詳しく説明願えたらいいのですけれども。

○議長（小林 勲君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 44ページの木質バイオマスボイラーの設置ということで、これは交流センターということですので、峠の湯、それから、科目は違うのですけれども、今、B&Gのプールに対しても木質バイオマスボイラーを設置しております。これについては、今、町が進めます、トータル的には林業の町産材、言うなら地元で使われる木の利活用をトータルに考えていこうと。その中で、木質バイオマス、具体的にはチップとか、それからペレットを使うことによって、

CO₂の削減も含めた環境にも配慮できるということで、今、手を引くという、ちょっとそういう意味が理解できない部分もあるのですが、今は積極的に進めたいということで、現在、先ほど言いました峠の湯とB&Gにボイラーを設置させていただいているということで、今回はその、調査するための委託料の分の減額をさせていただくということで、実際には今作業をして、3月の末に完成する形で進めさせていただいていますので、よろしくをお願いします。

○議長（小林 勲君） 1番岡本さん。

○1番（岡本美代子君） 燃料とか、じわじわと上がってきて、大変経費がかかるようになっていきますので、美幌は森林認証も取って、そういう町産材というのですか、活用に積極的になっておりますので、今までどおり積極的に進めていってほしいと思います。

○議長（小林 勲君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 一つは、木質バイオマスを進めるという部分については、刻々の今の時点を見ますと、確かに燃料が高いとか、そういう見方もできます。

私どもは、常日ごろ皆様にお話をしているのは、トータル的な見方、例えば燃料は、結果的にはCO₂の固定化というか、環境に配慮したもので使えるということとか、今、B&Gで提供するペレットについては、実証実験ということで町の林地残材、通常であれば捨ててあるような材を求めてペレットをつくって、それを燃料に供給するとか、そういうことで、トータル的に見て、この振興が町にとって、かつ大きく見れば世界的な分のCO₂の削減に有効であるということの流れの中で進めさせていただいておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（小林 勲君） ほかに質疑ありませんか。

11番大原さん。

○11番（大原 昇君） 58ページ、学校給食運営事業費の増でありますけれども、これは、ことでしたか、北海道で給食の食中

毒が出たということでありませう。

美幌町の給食センターも、春休み、あるいは夏休み、冬休みと、大きな掃除をしながら、そういうものが出ないように配慮しているのは十分承知しております。

その中で、この事業費の中でも、大掃除というか、消毒対策というか、そういうものを別に見込んでいなかったのかどうかだけをお聞きしたいのですけれども。

○議長（小林 勲君） 教育部長。

○教育部長（佐藤庄一君） 学校給食の掃除、消毒等の関係かなと思いますけれども、通常、予算の中に掃除等は見ております。調理員等があいた時間等に清掃する、それから、長期休業中、夏休み、冬休み等にも機械を分解して清掃するというようなことで予算は見ております。

以上です。

○議長（小林 勲君） 11番大原さん。

○11番（大原 昇君） そうなれば、通常の掃除でもそういう配慮はしているということで認識していてもよろしいのでしょうか。

○議長（小林 勲君） 教育部長。

○教育部長（佐藤庄一君） そのとおりでございます。

○議長（小林 勲君） ほかに質疑ありませんか。

9番吉住さん。

○9番（吉住博幸君） 先ほどのHACの件であります。近い過去に、出資金という意味においては、町長部局におかれても苦しい答弁があったかなと、このような記憶がよぎります。

それで、このものを、根本的な取り扱いについてちょっとお聞かせ願いたいのですが、やっぱり出資金となると、財産という一つの管理を続けていかなければいけない。管理と言ったら微妙に意味が違いますが、そうではなくて、私は、むしろ負担金とか補助金のほうがわかりやすい。

そして、町民に御理解いただけるためには、一例であります、AIR DOが道民

に、通常運賃を正規とするならば、例えば1,000円値引きするよとか2,000円値引きする。今回、美幌町は、他の市、町と、それから、今、出資金と、あえて出資で出ていますけれども、していない方がいらっしゃるわけですから、そういう意味で町民に還元してもらえるとというほうが一番わかりやすいし、町民も御理解いただけるのではないかと。というような、出資金ではなくて、例えば負担金とか補助金のことでは決着をつけておくという考え方は、いろいろな角度から議論してもいいのではないかと。という趣旨で1点お聞きしたい。

もう一つは、HACがあることによって、今は一例であります。例えば北大にしても札幌医大にしても、医師がこの管内に利用していただいている。もちろん美幌にも、各医学部にやっているわけですから、少なからず、待ち時間とか云々は別として、単純にスムーズに交通手段を見たときに、例えば札幌駅から丘珠まで、待ち時間がないとして何分かかかるのだ。例えば駅を基準にして千歳に何分かかかるのだという利点性もしっかりうたっていただいて。町民に対してです。そこら辺がよりよく理解がしやすいのかなと思うところがあります。

この2点をお聞きしたいのでありますが、ちょっと1点だけ復唱させていただきますけれども、株券となると、利益配当とか、もちろん、今回のこういう意味においては、公共と言っていいかどうかわかりませんが、交通手段を残すという崇高な気持ちの上でこういうお考えだと思っておりますし、そういう意味では私は、リターンという言葉よりも、リターンと言ったら何か金利とか、利益とかいうような、誤解する方々もいらっしゃいますので、出資金となると、もともとの財産を失うなよという意味でリターンという言葉だったのかなという点もありますので、そこら辺の思いを町長のお言葉からお聞きしたい。

この2点であります。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 民間会社にお金の支援をするという方法はいろいろあると思います。

まず一つは負担金ではあり得ないと、義務を負っているわけではないですから。それで、出捐金でもない。出捐金となるともう、バックがないということでもありますから、先ほどの議論の中で出ていた、やはり幾ばくかの出資する以上は、やっぱりそのことを考えるということであるから出捐金でもない。そうするとやはり、先ほど平野議員にお答えしたように、我々の気持ちとしては、町益にかなうということで、出資金ということで今回、取り扱いをさせていただいたということでもあります。

それから、医師はなぜ丘珠を使うかという話は、これは、具体的な話として医師から出てくるのは、やはり勤務して夜出てくるわけですから、相当な疲労も伴うということで、千歳に行って、それから女満別空港に行くよりは、市内から車で行ったり電車を使ったりして、短い距離で行けるということで、疲労も非常に負担がかからないということで丘珠を利用する、先ほど言ったように62%というような数字も出ているようでもありますから、そういった意味では医師の負担軽減ということも含まれて丘珠利用者が多いというふうに聞いております。

○議長（小林 勲君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 1点だけ具体的な比較としてお話しさせていただければ、丘珠と札幌間、一番早く、時間的に考えられるのは、バスで行って地下鉄に乗って駅に行くという部分でいけば、バスで5分、それから地下鉄で11分ということで、16分で行けますということでもあります。新千歳から札幌まで行くとすると、一番早いのがJRかなということで、通常36分ということでもあります。

ですから、同じ乗り物で比較した場合に、例えばバスであれば、丘珠から駅までで8.1キロありまして、約30分。それから、新

千歳と札幌であれば、約45キロありまして、70分かかるといふことでいけば、先ほど町長から答弁させていただきましたけれども、優位性があるといふことでの担当としての理解をしております。

○議長（小林 勲君） 9番吉住さん。

○9番（吉住博幸君） そうであれば、なおさら発信として、私は、負担金は義務を負っていないという意味も理解できます。一つ一つ言葉を整理していった場合に、むしろ補助金にして、そして、補助を出しているという意味合い、先ほどAIR DOの話させていただきました。美幌町民という身分証があれば、例えば定額運賃より、今はでたらめですよ、数字的には。根拠がありませんから。例えば500円引きにさせていただけるとか、そうなると、町民全体がよかったな、こういう言葉も聞こえてくるのではないかと思うところなのですよ。

今、平野建設部長から、純粋に札幌駅を基準にした場合、丘珠空港と千歳空港との時間的距離の違いも明確でありますけれども、今後を含めて、そういう議論過程が、やっていけるのかなという期待を込めて、再度、町長にお聞きしたい。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） ちょっと先ほど出資に対するリターンなどという言葉を使ってしまうけれども、このリターンという言葉は適切ではないのかなと思いますけれども、出資に対する見返りといえますか利益は、いろいろな形であると思います。お金で来るか、株主優待で来るか、昔はJALも株主優待券なんかで返ってきたというようなこともありますので、将来的に、今すぐはなかなか厳しい状況にはあると思いますけれども、軌道に乗ったときに、そういうこともぜひ期待していきたいし、仮に余剰金が出るとしたら、そのような使い道も提案してみたいなど、そんなふうに思っております。

○議長（小林 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第12号平成22年度美幌町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

再開は、13時15分といたします。

午前11時29分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（小林 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（小林 勲君） 先ほど議会運営委員会を開きましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

9番吉住さん。

○9番（吉住博幸君） 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

午前中、町長から議案第32号及び第33号、2件の追加議案提出があったので、その取り扱いを協議した結果、平成22年度関連議案であることから、本日の日程に追加して審議するものと判断いたしました。

よって、日程第15の次に追加日程第1及び追加日程第2として審議いたします。

なお、議案第32号及び第33号は、関連する議案であることから、一括議題として取り扱うことにいたしましたので、御承知おきください。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◎日程追加の議決

○議長（小林 勲君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、日程第15 議案第19号平成22年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）の次に、議案第32号財産の処分について及び議案第33号平成22年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを日程に追加し、それぞれ追加日程第1及び第2として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号財産の処分について及び議案第33号平成22年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを日程第15の次に、それぞれ追加日程第1及び第2として議題とすることに決定しました。

◎日程第9 議案第13号

○議長（小林 勲君） 日程第9 議案第13号平成22年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） それでは、議案の60ページをお開き願います。

議案第13号平成22年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億8,720万6,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為につきましては、

「第2表 債務負担行為補正」で御説明申し上げます。

63ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為の補正。

電子計算機借上料。

期間につきましては平成22年度から平成29年度までの期間で、1,904万円でございますけれども、入札執行残により、限度額182万円を減額し、1,722万円とするものでございます。

71ページ、72ページをお開き願います。

3、歳出について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、主に年度末における事務事業の確定等に伴う補正でございます。

72ページの一番上の一般事務費の印刷製本費6万7,000円の増につきましては、70歳から74歳の後期受給者に係る一部負担金が、平成20年4月1日以降、1割から2割に引き上げられておりましたけれども、23年度も同様に軽減の特例措置が決まったことから、高齢者受給者証の印刷代1,300枚を見込んでございます。

その下の道国保連合会負担金55万円の増につきましては、12月にも御説明申し上げましたけれども、23年度からレセプトの請求方法の電子化に伴って、その総合システムに係る機器の更新経費について、今回確定されてございます。これについては特別調整交付金で全額交付となります。その確定による補正でございます。

一番下の一般被保険者高額療養費の1,387万円の増につきましては、受診件数及び受診単価の増による補正でございます。

74ページをお開き願います。

中段の出産育児一時金の負担金126万円の増につきましては、当初40件を見込んでおりましたけれども、3件ふえることよっての補正でございます。1件当たりは42万円でございます。

このほかの項目につきましては、額の確定

による執行残であります。

次に、76ページをお開き願います。

このページにつきましても、額の確定による執行残等によるものでございます。

次に、78ページをお開き願います。

下のほうの直営診療施設勘定繰出金415万7,000円の増につきましては、直営診療施設、国保病院でございますけれども、これを行う事業に対する特別調整交付金の実績の見込みによる増でございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

67、68ページをお開き願います。

2、歳入について御説明申し上げます。

68ページの国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税医療給付費現年課税分1,289万5,000円と介護給付金現年課税分340万9,000円、及び後期高齢者支援金現年課税分389万7,000円の増につきましては、主に営業所得、農業所得等による増、それから、被保険者の増に伴って均等割の増と、限度額世帯の増によるものでございます。

中段の出産育児一時金の補助金の6万円につきましては、歳出で御説明したとおり、38万円から42万円になった21年10月からの分に対する補助金が出てございます。その4万円に対する2分の1で、3人分で6万円の増でございます。

その下の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の6万7,000円につきましては、歳出で御説明申し上げました印刷代が全額国庫補助されるものでございます。

70ページをお開き願います。

中段の下のほうですけれども、一般会計繰入金75万5,000円の増につきましては、これはルール分でございます。電算機借上料の減の分と出産一時金の繰り入れ分のルール分でございます。

その下の国民健康保険基金繰入金7,968万1,000円の減につきましては、今回、国民健康保険税の増、それから、療養給

付費等の交付金及び共同事業交付金等の増により、基金からの繰り入れを減額するものでございます。

なお、基金残高の見込みにつきましては、3億3,853万7,000円の見込みでございます。

なお、このほかの歳入につきましても、歳出に伴い、国庫・道支出金等の確定によるものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第13号平成22年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第14号

○議長（小林 勲君） 日程第10 議案第14号平成22年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案第14号平成22年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億3,145万1,000円とする

ものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」で御説明申し上げます。

83ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

電子計算機借上料。

期間につきましては22年度から29年度までで、1,632万円を、入札執行残によりまして、限度額159万4,000円を減額し、1,472万6,000円にしようとするものでございます。

89ページ、90ページをお開き願います。

3、歳出について御説明申し上げます。

今回の補正につきましても、主に年度末事業における事務の確定等に伴うものでございます。

90ページの一般事務費の電算機借上料につきましては、債務負担行為補正で説明申し上げましたとおり、入札執行残によるものでございます。

歳出は以上でございます。

歳入について御説明申し上げます。

87ページ、88ページをお開き願います。

88ページの事務費繰入金7万9,000円の減につきましては、今回の歳出の減額補正に伴う一般会計からの減額補正であります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第14号平成22年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3

号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第15号

○議長（小林 勲君） 日程第11 議案第15号平成22年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案第15号平成22年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ674万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億8,303万9,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」で御説明申し上げます。

95ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

電子計算機借上料。

期間につきましては22年度から29年度までで、限度額2,216万円について、入札執行残により限度額215万1,000円を減額し、2,000万9,000円とするものでございます。

103、104ページをお開き願います。

今回の補正につきましても、主に年度末における事務事業の確定等に伴う補正でございます。

104ページの中段の居宅介護サービス給付費820万円の増、その下の施設介護サービス給付費200万円の減、及び居宅介護予防サービス給付費400万円の減につきましては、それぞれ介護給付費確定に伴うものでございます。

106ページをお開き願います。

高額介護サービス費の100万円の増、その下の高額医療合算介護サービス費407万円の増、及びその下の特定入所者介護サービス費80万円の増につきましても、先ほど申し上げましたとおり、保険給付費の確定に伴う補正でございます。

108ページをお開き願います。

包括的支援事業費の各種研修等報償の13万9,000円の増につきましては、3月24日開催予定しています高齢者虐待研修会の講師等の謝礼でございます。

それに伴って、その下の手数料につきましては、その研修会のチラシ折り込み手数料でございます。8,000枚を予定してございます。

歳出は以上でございます。

歳入について御説明申し上げます。

99、100ページをお開き願います。

歳入。

100ページにつきましては、歳出で御説明申し上げました保険給付費の確定に伴う国庫負担金、支払基金交付金及び道負担金の確定に伴う補正でございます。

102ページをお開き願います。

介護給付費繰入金113万2,000円の増から包括的支援事業・任意事業繰入金の減91万8,000円につきましても、介護給付費確定に伴う町繰入金の補正でございます。

一つ飛んで介護保険基金繰入金2,466万円の減につきましては、今回の補正に伴い、介護保険基金繰入金を減額するものでございます。

なお、今回の補正による基金の年度末残高見込みにつきましては、9,320万7,000円の見込みであります。

その下の前年度繰越金2,543万4,000円につきましては、残額の2,543万4,000円を全額充当するものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第15号平成22年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第16号

○議長（小林 勲君） 日程第12 議案第16号平成22年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（部田貴好君） 議案の110ページをお開きください。

議案第16号平成22年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第6号）についてを御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、事務事業の確定、あるいは確定見込み、執行残等を整理し、それぞれ補正をいただくものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ601万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ10億3,428万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」で御説明いたしますので、113ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表、地方債の補正であります。

起債の目的であります。公共下水道事業であります。

限度額については、当初より750万円を減額し、3億2,840万円とするものであります。

地方債の減額につきましては、下水道中期ビジョン、長寿命化計画策定事業に係る起債対象分が、当初、起債対象になるとのことで12月定例会に増額補正させていただきましたが、その後、北海道庁から起債対象外になるとの回答があったことによるものであります。

次に、119ページ、120ページをお開き願います。

3、歳出。

1款1目一般事務費の中、使用料収納事務委託料60万5,000円の減であります。使用料の徴収業務を水道会計に委託しておりますので、その対象経費と調定件数割合が下がったことによるものであります。

三つ下、貸付金17万円の減であります。水洗便所改造等資金貸付金利用者の減によるものであります。

次に、2目1、終末処理場維持管理事業費の中、燃料費110万円の増であります。これは燃料単価の増によるものであります。

以下については入札執行残によるものであります。

次に、117ページ、118ページにお戻りください。

2、歳入。

1款1目1、下水道受益者負担金7万7,000円の増であります。受益者負担金の増であります。

二つ下、一般会計繰入金281万7,000円の増であります。起債額の減に伴い、下水事業の財源不足を一般会計からの繰り入れで補っているものであります。

その下、水洗便所改造等資金貸付金償還金17万円の減であります。当初2件の貸し付けを予定していましたが、1戸となったことによる減であります。

一番下、公共下水道債については、第2表、地方債で御説明しましたので、省略させていただきます。

以上、御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第16号平成22年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第6号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第17号

○議長（小林 勲君） 日程第13 議案第17号平成22年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（部田貴好君） 議案の124ページであります。

議案第17号平成22年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）についてを御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、事務事業の確

定、あるいは確定見込み、執行残等を整理し、それぞれ補正をいただくものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ485万円を減額し、歳入歳出それぞれ7,476万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」で御説明いたしますので、127ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、地方債補正であります。

起債の目的であります。個別排水処理施設整備事業でありまして、補正後の限度額を540万円減額し、2,870万円とするものであります。

今回の減額につきましては、入札残等を整理しまして減額補正するものであります。

充当率につきましては、下水道債100%と辺地債が70%の2分の1で、辺地債対象戸数が2戸であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に、133ページ、134ページをお開きください。

3、歳出。

一般事務費の中、貸付金61万円の減であります。水洗トイレ改造等資金貸付金利用者の減に伴う預託金の減であります。当初4件の予定が1件のため、減額するものであります。

その下、3目1、建設事業費の中、個別浄化槽設置工事424万円の減であります。浄化槽設置予定件数の減及び入札執行残に伴う減であります。

次に、131ページ、132ページにお戻りください。

2、歳入。

1款1目個別排水処理施設受益者分担金23万円の減であります。浄化槽設置戸数の減に伴う受益者分担金の減であります。

その下、3款1目一般会計繰入金16万3,000円の増であります。主に起債借入額の減により、財源不足により増額補正をお願いするものであります。

その下、前年度繰越金122万7,000円の増であります。前年度の繰越金確定により今回補正を行い、増額補正を行うものであります。

その下、水洗便所改造等資金貸付金償還金61万円の減であります。水洗便所改造等貸付金利用者の減に伴う預託金の減額補正であります。

町債につきましては、第2表、地方債補正で説明しましたので、省略させていただきます。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第17号平成22年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第18号

○議長（小林 勲君） 日程第14 議案第18号平成22年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（部田貴好君） 議案の136ページであります。

議案第18号平成22年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、事務事業の確定、あるいは確定見込み、執行残等を整理し、さらに、職員の時間外等の補正をいただくものであります。

総則。

第1条、平成22年度美幌町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。

第2条、業務の予定量を次のとおり補正する。

給水戸数であります。当初8,832戸のところ88戸ふやしまして、8,920戸と補正するものであります。

年間総給水量であります。当初199万4,000立米のところを3万9,027立米ふやしまして、203万3,027立米と補正するものであります。

一日平均給水量であります。当初5,463立米のところ107立米ふやしまして、5,570立米と補正するものであります。

収益的収入及び支出の補正、第3条、次のページであります。資本的収入及び支出の補正、第4条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

債務負担行為の補正。

第5条、管路管理システム借上料であります。期間は平成22年度から平成27年度までの6年間で、入札の結果により額が確定したことから79万3,000円を減額し、限度額を332万9,000円とするものであります。

企業債の補正。

第6条、起債の目的であります。水道管路整備事業ですが、入札の結果により歳入予定額が減額となったことから、補正後の限度額を2,290万円減額し、2,310万円とするものであります。

その下、水道管路施設整備更新事業。

補正後の限度額を入札の結果により70万円減額し、限度額を540万円とするものであります。

その下についても、入札の結果により240万円を減額し、1,530万円とするものであります。

合計を2,600万円減額し、4,380万円とするものであります。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正。

第7条、職員給与費であります。夜間等の漏水対応、及び滞納整理業務等によります時間外手当15万円の増額補正をお願いするものであります。

たな卸資産購入限度額の補正。

第8条につきましては、記載のとおりであります。

次のページであります。

補正予算実施計画書及び説明書の収益的収入及び支出の収入であります。

給水収益2,000万円の増であります。使用件数の増によるものと、人口の減等で業務量の落ち込みを想定していましたが、今年度1月末までの使用実績がふえていることから増額補正をするものであります。

ほかは実績見込みによるものであります。

次のページであります。

収益的収入及び支出の支出であります。

このページの中ほど、配水及び給水費の中、その他手当5万円の増であります。夜間等の漏水対応によります施設担当分の時間外勤務手当の増額補正をお願いするものであります。

その下、量水器検満取替委託料271万3,000円の減であります。当初予算では検満戸数を1,189戸予定していましたが、実績として1,170戸となったこと、その撤去及び取りかえ手間の単価減によります減額補正であります。

次に、3目業務費の中、その他手当5万円の増であります。これは、滞納整理等によ

ります営業担当4名の時間外勤務手当の増額補正をお願いするものであります。

ほかは事業の確定及び執行残によるものであります。

次のページであります。

営業外費用の中、企業債償還利息の減及び支払消費税増であります。いずれも事業の確定によるものであります。

次のページであります。

資本的収入及び支出の収入であります。

企業債2,600万円の減につきましては、第6条、企業債の補正のところ御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

下から2行目、水道管路整備工事負担金2,145万6,000円の減であります。入札執行減及び北海道発注工事であります道路改良工事の事業の延長により未執行となり、工事負担金、補償費の減額補正であります。

次のページであります。

資本的収入及び支出の支出であります。

その他手当5万円の増であります。水道未普及地域解消事業にかかわる業務によります施設担当1名分の時間外勤務手当の増額補正をお願いするものであります。

三つ下、水道管路整備工事4,432万7,000円の減であります。入札執行残及び、これも北海道発注工事である対象路線工事が未執行による減額補正であります。

ほかは事業の確定、実績によるものであります。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第18号平成22年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第19号

○議長（小林 勲君） 日程第15 議案第19号平成22年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（大江勇司君） 議案の156ページでございます。

議案第19号平成22年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

総則。

第1条、平成22年度美幌町の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正。

平成22年度美幌町病院事業会計予算（以下「予算」という）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するというので、年間患者数では、入院について、1,036人減の2万7,464人に、外来について、2,962人減の4万7,732人に、1日平均患者数では、入院について、3人減の75人に、外来について、12人減の196人にしようとするものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

157ページ、第4条、資本的収入及び支出の補正でありますけれども、資本的収入の不足額を3,749万7,000円と改めるもので、予定額につきましては実施計画書及び

説明書で御説明を申し上げます。

第5条、債務負担行為の補正でございます。

補正後の限度額がゼロとなっております生体情報モニターにつきましては、故障の発生がなかったことによるものであります。

採血支援システム、それから除細動器につきましては、23年度更新としたため不実行としたものでございます。

そのほかの限度額の変更につきましては、予算執行による額の確定でございます。

第6条は、議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正でございます。給与、手当、共済費等で2,938万9,000円の減額でございます。

第7条、他会計からこの会計へ補助を受ける金額の補正でありますけれども、一般会計補助金の2番目、共済組合追加費用経費補助につきましては、算定の結果、ゼロとなったものでございます。それ以外につきましては、ルール分ということでございます。

国保会計の補助金でございますが、直診施設健康管理事業補助は、事業費の確定により95万1,000円の増でございます。

医師等確保支援事業及び次の救急患者受入体制支援事業につきましては、特別調整交付金の補助事業でございます。それぞれ対象費用、対象基準額の3分の2が補助されるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

実施計画書及び説明書。

収益的収入及び支出でございますけれども、160ページ、入院収益でございますけれども、入院患者及び単価の減によりまして、3,398万8,000円の減でございます。

外来収益は、全体として患者数は減っておりますが、透析の増によりまして診療単価を押し上げたことで901万6,000円の増でございます。

一つ飛んで公衆衛生活動収益につきましては

は、その予防接種料の減でございますけれども、インフルエンザ予防接種がそれまで新型と季節型の2種類を接種しておりましたけれども、混合されたワクチンということになったために減となったものでございます。

次の医療相談収益につきましては、実績による減でございます。

次の一般会計負担金、小児救急に要する経費の増につきましては、特別交付税措置額の増によるものでございます。

その他医業収益、一番下、退職手当組合事前納付金精算金の増361万5,000円でございますけれども、3年に一度の精算の結果、納付額が還付になったものでございます。

ほかにつきましては、実績によるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

医業外収益の162ページでございます。

一般会計補助金及び国保会計補助金につきましては、第7条のところで御説明をさせていただきましたので省略をさせていただきます。

次の一般会計負担金、高度医療に要する経費の減は、医療機器借上げの予算の執行によりまして減でございます。

不採算地区病院の運営に要する経費につきましては、眼科医師が非常勤となったことによりまして減収相当額の繰り入れということでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

支出でございます。

給与費、164ページの給料につきましては、看護師給の減につきましては、人数が1名減となったこと及び育児休業、新規採用の時期等により1,105万1,000円の減でございます。

手当等の減につきましても、同様の理由でございます。

次の賃金でありますけれども、臨時賃金の

減につきましては、週末等の非常勤医師の実績により減となったものでございます。

次の法定福利費につきましては、給与、あるいは手当と同様の減となっております。

薬品費の減のうち投薬用薬品費の減につきましては、これは入院患者の減によるものがあります。

血液・試薬等薬品費の減につきましても同様、入院及び検査の減によるものでございます。

次の診療材料費の衛生材料費の増でありますけれども、人工透析用の消耗機材の数量増加によるものでございます。

経費でございますけれども、次のページをお開きいただきたいと思っております。

166ページ、上から2段目の賃借料のところの減でありますけれども、医療機器等借上料の減につきましては、予算の執行による整理でございます。

医師住宅借上料の減につきましては、出張医師用宿舎を2戸予定しておりましたけれども、1戸としたために減となっているものでございます。

委託料につきましては、2段目、廃棄物投棄等委託料の増でございますけれども、これにつきましては、感染性廃棄物の増加によるものでございます。

ほかは契約による執行残でございます。

次の固定資産除却費の増293万7,000円でございますけれども、これは産婦人科等医療機器を廃棄処分し、残存価格を費用化したものでございます。

謝金、旅費、研究雑費は執行残の整理ということでございます。

次のページをお開きいただきたいと存じます。

資本的収支の収入でございます。

168ページ、一般会計出資金の減は、診療用医療備品購入の2分の1を繰り入れていただいておりますけれども、予算執行に伴う減額でございます。

次のページをお開きいただきたいと存じま

す。

170ページ、資本的支出でございます。

器械及び備品購入費の減は、予算執行による整理でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

3番平野さん。

○3番（平野茂夫君） 156ページ。この中で、年間患者数の中で、入院、外来ともに減っております。この部分につきましては、病人の数が減ったのか、あるいは、医師増員の中で進められた事業が減るということについては非常に残念な思いがあるわけですが、その辺の考え方、それをここで聞きしておいて、次の事業計画のときにそれを参考にしたいと思っておりますので、この原因の分析をどのようにしているかお伺いしたいと思います。

○議長（小林 勲君） 病院事務長。

○病院事務長（大江勇司君） 外来及び入院の患者数の動向ということでございますが、入院から申し上げますと、昨年4月に総合診療科、5月に循環器内科ということで開設をいたしまして、これにつきましては、内科の一部ということで、この3科を従来の内科と合わせますと、ほぼ横ばい、あるいは微増という状況でございます。

ただ、外科等の外来が減っております。ただ、外科につきましては、透析患者がふえております。

全体的に、外来につきましては、医療機関なべて、全国的な傾向といたしまして、外来については減少傾向にあるという中では、平成22年度につきましては総合診療科あるいは循環器内科という2科が新しくふえました。このことによりまして、減少傾向には歯どめがかかったというふうに言えるかと思っております。ただ、そうはいいましても、歯どめといいましても、ほとんど横ばいというのが実態でございます。

入院につきましても、外来とほとんど同様

の傾向でありますけれども、ただ、病床の利用率というのを見てみましても、平成20年度では99床のうち75.9床、21年度は74.9と。22年度は75.2ということで、ほとんど、ここ3年間は、おおむね99床のうち75床程度の利用ということで推移をしております。

外来患者につきましては、おおむね21年度と22年度、ほぼ横ばいという見通しでございます。

以上でございます。

○議長（小林 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第19号平成22年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第1 議案第32号及び

追加日程第2 議案第33号

○議長（小林 勲君） 追加日程第1 議案第32号財産の処分について、追加日程第2

議案第33号平成22年度美幌町一般会計補正予算（第10号）について、以上2件は関連する議案ですので、一括議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 追加議案について御説明を申し上げます。

議案第32号財産の処分については、稲美56番4の町有地を食品加工会社の工場建設敷地として売却することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に

関する条例第3条の規定により議決をいただきたいこととあります。

議案第33号美幌町一般会計補正予算（第10号）については、土地売払代に係る補正を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては総務部長より御説明を申し上げますので、慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 勲君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） それでは、議案第32号財産の処分について御説明申し上げます。

次のとおり土地を売却するものとするということで、今回の財産処分につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、売払価格が700万円以上で面積が5,000平米を超えておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

今回の売り払いにつきましては、三橋南にございました旧フレッシュ食品でございますが、丸和油脂株式会社という名称に変更になっております。丸和油脂株式会社が、工場の規模拡大のために当該町有地の売り払いについて協力要請がありまして、当該土地の今後の利活用などを検討した結果、売り払うこととしたものでございます。

売り払いの場所についてでございますが、財産の処分に係る位置図ということで、別紙地図をごらんいただきたいと思います。稲美の給食センターのちょうど南側になります。稲美56の4、処分予定地9,391平方メートルということで、黒いメッシュで囲っている部分でございます。

それでは、記以下のほうにお戻りいただきたいと思っております。

- 1、所在、網走郡美幌町字稲美56番4。
- 2、種別、雑種地。
- 3、面積、9,391平方メートル。
- 4、売却の方法、随意契約。
- 5、売却金額、2,488万6,150円。

6、売却の相手方、東京都品川区西五反田3丁目9番23号、丸和油脂株式会社代表取締役、倉持和夫でございます。

続きまして、議案第33号平成22年度美幌町一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

平成22年度美幌町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,488万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ115億6,153万円とする。

第2項につきましては、事項別で御説明申し上げます。

それでは、11ページをお開きいただきたいと思っております。

ただいま議案第32号で御説明申し上げました給食センターの南側の土地につきまして、丸和油脂株式会社のほうへ売却いたしました代金2,488万6,150円でございますが、この収入を土地売却収入として受けるものでございます。

次に、13ページをお開きいただきたいと思っております。

積立金、財政調整等基金積立金の増、積立金2,488万7,000円でございますが、これは、ただいま御説明申し上げました売り払いに係る土地代を財政調整基金に積み立てるものでございます。

このことによりまして、年度末残高につきましては6億9,808万6,000円となる見込みでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（小林 勲君） これから、議案第32号財産の処分についての質疑を行います。

3番平野さん。

○3番（平野茂夫君） この財産は、町有地でございます。かねてから美幌町の工業団地指定がございまして、そのような中で、そういう枠から外れた町有地を優先販売したという

ことについては、工業団地指定のされた地域の人からは、かつて苦情を聞いたことがございます。これは、うわさではありません。本当に耳に入っているところであります。

そういうわけで、ここを優先販売をしたということについての理由づけをはっきり町民に説明しなければなりません。そういった意味で、この議会の中でもその理由を町民に明らかにできるように詳しく話していただきたいと思っております。そして、その工場の目的と、それに合う町政の方向などについても伺いたいと思っております。

○議長（小林 勲君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 今回の土地を売買するという部分の中で、町内の企業の移転、それから誘致等を担当している立場からちょっとお話をさせていただきたいというふうに思います。

今回、選定に当たっては、この場所に優先的に誘致したということではございません。今、平野議員がおっしゃったとおり、一番先に、やはり工場用地のほうを見ていただいて、こちらのほうをお勧めしたというような経過をたどっております。

一応、今、工業用地を見ていただいて、その中で、結果的には、なかなか、今配置されている企業等の部分も含めて、今回の食品会社がそこを望まなかったということもございまして、その中で、町全体の中で、ほかにどのような土地があるかという話がされた中で、給食センターの横の、今回の売買をする土地についても見ていただいたということでございます。

本来的には、平野議員が言うように、町が一つの工業用地として定めたわけですから、本来ならばそこにとということではあるのですが、長い経過の中で、企業同士が、例えば隣接して、うまく好まれるというような配置にはなかなかない部分がございます。そういったことから、どうしても、やはり移転する側が、企業という立場から考えますと、私どもから強制的にここに入れてくれと

いうのはなかなか難しいという実情であることを御理解いただきたいというふうに思っております。

地域の方々に関しては、何かの機会に、なかなかそこへ誘導できない部分も含めて説明の機会を設けて、きちんと対応していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（小林 勲君） 3番平野さん。

○3番（平野茂夫君） そういったことは地元には話していないということのようですが、工業団地として指定した責任というのは非常に重いはずであります。しかし、それに対応する措置というのがもう、二十何年間、全然なされてもいないし、あいさつもないうことについては、やはり、地元としてはくすぶっているものはあるのだということだけは理解していただかなければならないし、これは町長の工業団地に対する考えの姿勢だということを考えますので、その点についても町長からお聞きをしておきたいと。

それから、この事業の内容と位置づけについて、もう一度ちょっと説明をしていただきたいなと思っております。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 経過については、今、経済部長がお話ししたとおりであります。相手の意向も踏まえて、こういう結果になったということで、工業団地の必要性、あって我々位置づけをしたと。農工法、低工法含めてやってきたということで、ただ、一昨年ですか、1社あそこに入っていたいただいたのもありますけれども、そういった努力も片一方です。機会を見つけて地元の方の御理解もいただくようにはしていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（小林 勲君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 内容でございますけれども、丸和油脂の北海道美幌工場ということで今回入っていただくということでございます。

事業内容につきましては、ジャガイモの生産、現在、約年間700トンほどの処理をさせていただいております。そういった中でいけば、私どもとしては、移転をすることによって、新たな雇用の拡大とか、地元農産物の消費の拡大がさらにされるということで、そういう意味では、今回の移転については非常に喜ばしいという考えを持っております。

もともとフレッシュ食品時代から、何とか事業拡大をしたいという相談をずっと受けておりました。そういった中で今回、こういう形になったという状況でございます。

その中で、その場所という部分の中の最後に決められたのが、町のほうの給食センターがあるということ、言うなら食品を加工というよりも、給食をつくっているということもあって、そこに隣接して移転することはできないだろうかというちょっと相談もあまして、最終的な、トータル的な判断を町長にさせていただいたという状況でございますので、御理解いただきたいというふうに存じます。

○議長（小林 勲君） 3番平野さん。

○3番（平野茂夫君） この工場が拡大をして新しいところに行くということについての意義は、実は私は非常に大きなものを感じているわけです。というのは、農産物を直接本州に送るばかりではなくて、やはり地元で確保して、本当に付加価値をつけて販売しているという、ほかの実績のある工場もあるわけです。

したがって、この工場を立派に育てていくには、ただ土地を安く売ったからいいというものではなくて、やはり地域の農業の活性化に役立てるといふ根本思想は忘れないで、これを育てていっていただきたい。そのような気がしております。これから迎える時代は、やはり世界貿易の自由化の方向に向かっていると。何ぼ反対しても、そういった方向は崩れてはいない。そういう中でやはり、地元で加工できる工場があれば本当に、加工して消費地に送ることができれば、これ

が、地域が将来に向けて生き残れるかすかな望みではないかと、そういう期待をして自分はこの事業を見ております。

自分としてはそういう考えでいますが、これに対して育てていこうという気持ちがあるのかどうかも、ちょっと確認させていただきます。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） おっしゃるのは私も十分認識しているつもりであります。

今、海外に出たり、あるいは安いところへどんどん企業が進出していくということで、我が町においてはなかなか、外発的な発展は望めないというのが、これは一致した見方ではないかと思えます。

そのような中でやはり、地場で育った企業、あるいは進出していただいた企業、こういったことについては、ある程度やはりしっかりと守っていくというようなことは、その辺は議員と一緒に考え方につながると思いますので、来ていただいたらもうそれで終わりということではなくて、懇談会を含めているような機会を設けて企業とも話をしておりますので、できるだけ外発的な、外から来て発展させようというようなことも、工業団地を構えて受け入れたいと思えますし、地域に根づいた企業、あるいは来ていただいた産業についてもしっかりと守っていくというようなことで今後も取り組んでいきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（小林 勲君） ほかに質疑ありませんか。

6番松浦さん。

○6番（松浦和浩君） ただいまの企業に対する考え方については、私も町長の答弁、地場のものを、そして加工場を多くつくるという主張をしています。その中では今回の工場の移転ということは、まさしく継続的にまた美幌の物が動くのかなということで、すごくいいことなのですけれども、きのうも説明を受けた中で、やっぱり一つだけ、町民の皆さんにきちんと説明したほうがいいのかなと。

きのうも大分、きょうの朝も悩んだのですけれども、購入したときに5,300万円になっている土地を、現金ベースで今回は2,400万円と。これは、土地の評価の話ではなくて、美幌町の出したお金が、5,300万円出したけれども2,400万円の現金になったと。結果的には約3,000万円ですか、お金が消えるということを、現金ベースで僕はきちんと町民に説明すべきだと思います。

それと、もう一つ、これだけ美幌町の思いが、町長のほうから丸和さんにも、今後、雇用だとか、利益配分だとか、あとは購買も含めて、美幌町に相当のお金を貢献、もしくは協力するということ、しっかりと手と手を取り合ってほしいということがあります。

それと、今言った町民に対する、減損になったということの説明と、あともう一つ、たまたま今回、3月議会で予算議会ということもありまして、既に予算書のほうは、僕たちももらっていますけれども、今回、急遽ということなのですけれども、現金となったこの2,400万円を、今回の予算書には入っていませんけれども、今後、どういうふうな形で、どういう名目で検討に入るべきか。もう当然、3月議会なものですから、我々もこの部分については、現金ベースがどうだというよりは、しっかり入ってくるお金があるのであれば、次年度以降、使える方策、もしくは、予算には載らなかったけれども、また追加で、実は、お金ができることによって、次年度、要するに23年度に、予算の中で可能なものがあるのかどうかも含めて、その辺の取り扱いについて何かあればお願いします。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 地場の産業、あるいは誘致企業としっかり手を携えてというようなお話でありました。従来もそういう努力をしてきましたけれども、今後においてもしっかりと取り組んでいって、また新たな企業が来ていただけるような、そういった土壌もつくっていききたいなど、そんなふうに思ってお

ります。

なかなか今、外から企業を呼ぶというのも極めて厳しい状況にあるかと思えますけれども、引き続き努力をしたいと、そんなふうに思っております。

それから、買った当時と売ったときの価格に差があるというようなことで、議員おっしゃるとおりであります。これについては、町民の皆さんの、何らかの形で説明をということであります。それに配慮したいと思えます。

実はこの土地、土地開発公社でずっと持っていた土地でありまして、いわゆる、一般的な言葉で言う塩漬け状態になっていた部分で、土地開発公社で持っていてどうしようもならないというようなことで一般会計で引き取ったということで、減額になっている部分はありますけれども、ある意味、買っただけのことに、私どもとしては一つの感謝を申し上げたいなど、そんなふうに思っております。そして、そこで移転して、さらに業績を本当に上げていただいて、雇用であるとか地域経済に大きく貢献していただきたいなど、そのような思いであります。

残りの部分については担当のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（小林 勲君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 今回の売り上げ財源でありますけれども、先ほど御説明させていただきましたように、財政調整基金に平成22年度の予算で積み立てをするということで、一般財源化するものでございます。これをもって、特に地域振興だとか、そういった形で今のところ考えている部分ではございませんので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（小林 勲君） 6番松浦さん。

○6番（松浦和浩君） 今の町長の答弁と、今後の町民説明ということは十分をお願いしたい。

ただ、今、総務部長のほうから、財源を積むということは、当然、時間がない中だと思

うのですけれども、私は、企業誘致委員会等も開催している中で、非常に美幌町の余裕あるお金をどう使うかということで町長も相当苦慮しているとわかっています。ただ、今回、町民のお金が一部減額になったということを考えれば、この2,400万円の入金のお金は、地場産業に手厚く保護する政策を出すということをぜひ検討に入ってもらえないのか、もしくは、極端に言えば、そのぐらいの気持ちはありますよという答弁が聞ければよかったなと思うのですけれども、この部分、再度、町長のほうから一言、ぜひ何か、いいお言葉があればお願いします。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 実は私、19年の5月から就任していますけれども、そのときのマニフェストで、未利用地の町有地なんかについては積極的に売り払いをして、新たな行政ニーズにできれば振り向けていきたいというような表現も使わせていただきました。

今、追加議案で出しまして、当面、財政調整基金に積みかせていただいて、松浦議員から御提案あったようなことも含めて検討してまいりたいと。どういう形で、同額いくかどうかは別として、新たな町民の皆さんのニーズに対応できるような財源に充てていくのが、本当の、町民の皆さんがつくり上げた財産を売ったと、それを新たなニーズに使うというのが一番ストレートにいけるのではないかなと思えますので、そういう検討もしてみたいと思えます。

○議長（小林 勲君） ほかに質疑ありませんか。

9番吉住さん。

○9番（吉住博幸君） 松浦議員の質疑に対して意外な言葉が出てきたものですから、一つ一つ検証していきたいと存じます。

当時、あの場所は、給食センターという絡みで購入し、後ろに残ったという言い方が適正かどうかわかりませんが、いろいろな苦慮をされて、車両置き場だったとか、そして、我々が承知している、きょう、このような御

提案があるまでは、防災関係の機材とか、そういうものに充てたいという趣旨で、あえて言えば、ああ、そういうふうにお考えになっているのだなと受けとめていたのですが、塩漬け状態を町長みずから言われるとは思っていませんでした。そういう用途に供するために、思っただけで、熱心な企業がいて、土地を購入したいと。そういう意味で、美幌町も考えを変えて譲りたいというのであれば、私もそのとおりのこと、これも世の中の流れだとして理解できたのであります。

しからば、今まで議会に対して、防災等の用に供するための土地ということの理解のもとで、そうしたら今後、今回売ることによって、その目的のものが宙に消えてしまうのか、次の準備という新たなことも考えていかなければいけない行為だと思うのですよ。その点ももう一度町長のほうからお聞きしたい。

それからもう1点、私はこの契約、むしろ喜んでいいほうなのです。ただ、一つだけ、あそこはもともと給食センターが先にあるわけですし、今回の食品加工所のものも、そういう意味では向こうも目的があって、既存の工業団地、平野議員からも御指摘がありましたが、それよりは給食センターのほうが相手方もベストだろうということでの合意に達しているものだと私は見ているところであります。経済活動の中で、思いは思いとして、これから何年後かどうかわかりませんが、例えば出だしの目的と違って、将来において目的の変更等が生じたときの合意書というか、そこら辺の関係のことについて、例えば目的以外のことに供するほうに変更があった場合は美幌町に相談するとか、例えば土地を手放すときには、相手先を美幌町を先にすることの合意形成ができているのかどうかもお聞きしておきたい。

次、3点目であります。たまたまあそこは、今、美幌町でも、人の集まる場所とか、住宅が張りついている場所でもあります。その通りを走って、工場、食品加工場をつくるわ

けですから、でき上がった場合、交通量も含めて、もちろん勤務される人々の通勤等とか、物の搬入とか、製品の搬出とか、そういう意味においては、工場ができることによって周辺の環境も変わってくるし、また周辺整備という観点からも、少なからずの考え方を伴わなければ、ただ土地が売れたからいいということにはならないのだらうなと思うところがあるものですから、順を追ってこの3点についてお聞きしておきたいと存じます。

○議長（小林 勲君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） この土地は、平成7年のときに給食センターの話が立ち上がりまして、8年に購入したものでございまして、当時、1枚の畑の中で、大きな面積でないと売却しないということで、たまたま給食センター用地と、それから大型車両センター用地として購入したものであります。

大型車両センターの関係でございしますが、平成15年に大型車両センターの建設について検討しましたが、しゃきっとプラザもあったところでもございしますが、当時、工事費に多額の費用がかかるということで、現在の終末処理場のところ、旧衛生センターの敷地に大型車両を集約した中で、D型ハウス1棟、そして、終末処理場の本館の一部に事務所を改修して移転した経過がございします。

その後、この土地をどう活用するかという流れの中で、災害用備蓄倉庫、あるいは災害用資材格納庫の建設予定地という考え方に沿って保有していたわけでもございしますが、現在、災害用につきましても、町の中にありますコンビニ、あるいはAコープ等の店舗と、災害協定に基づきまして、災害発生時につきましても、店内にある食料品を優先的に提供していただける、あるいは、コカ・コーラですとかサントリーだとか、そういう飲料会社の関係で、自動販売機にある飲料水についても優先的に無料提供していただけるという災害協定を結んでいるということもございまして、当面はそういった形で対応していくという考え方に立ってございします。

それで、今後、備蓄倉庫、あるいは資機材等の倉庫につきましては、大型車両センターのD型ハウス、もし財政が許されるのであれば、そちらのほうに並列で建設することによって、より利便性があるのかなと考えてございます。財政状況を見ながら、今後、そういった対応をとっていくという考え方でございます。

今回、この土地につきましては、そういったことも含めまして、今後、工場ができた場合につきましては、雇用、あるいは建物、償却資産等の税金のことも含めまして、総合的に判断して売却するという結論に至ったものでございますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○議長（小林 勲君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 2点目の、万が一目的を今回の売買する目的以外にというお話でありました。その中で、具体的にその契約の中で、そういった、他の目的にという記載はしておりません。

ただ、先ほど平野議員の御質問にもありましたけれども、今回は食品加工、とりわけ地元の産物を処理していただいている会社ということですので、当然、日常的に、そういう原料の確保とか、それから会社がどういう形になっているのだというような部分は、常に情報交換をしていく考えでございます。当然、今までもしてきております。

そういった中で、万が一そういうことが生じる場合については、いち早く町に伝えていただける関係を築いてまいりたいというふうに考えております。

それから、3番目の周辺環境整備ということでございます。これにつきましては、企業を移転、それから誘致等をする立場として、まだ具体的に関係する部局との協議が何か整っているというわけではございません。ただ、議員が御指摘の内容については、担当としても改善されるような努力をしていきたいというふうに考えておりますので、そういう形で御理解いただきたいというふうに存じ

ます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小林 勲君） 9番吉住さん。

○9番（吉住博幸君） 2番目、3番目、やっぱり準備された答えだなと。準備されたというのは、物事が動くことによって、次の問題がどう出てくるか、どうなるかということとあります。

ただ、総務部長、一つだけ奇異な言葉をまた聞きました。防災機材等も含めてです。車両のところにあったほうがベストだ。まさしくそのとおりだと思うのです。私も、その言葉自身はそのとおりだと思います。しからば、車両センターをあちらにつくっておいて、こちらを防災にしておくというのは、今まで何だったのかなという意味で、軽く思いが募っていますが、ぜひ、このことは、相手があることですから気持ちよく来ていただいて、それと並行して防災のほうも、先ほど松浦議員の別な観点で、お金の使い道という意味では、もともとあの土地は目的のあった土地であります。直近では防災、機材等の置く場所というような。そうであれば、今回の土地販売において収入があるならば、ある意味ではそういう設備を整えていくのも一つの手かなという意見を言って、やめておきます。

ただ、今回のことは、まさしく企業誘致という観点においても、職場を維持する、大きな成果があるのだろうと私は認識しているところであります。

○議長（小林 勲君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） ただいま吉住議員の御意見をいただきましたので、そういったことも含めまして、今後検討していきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林 勲君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、総務部長、事務的にも進めていくということとありますので、私もしっかりとその意見を受けとめて、検討していきたいと、そのように思います。

○議長（小林 勲君） ほかに質疑ありませ

んか。

ほかに質疑を予定されている方、何名いますか。

それでは、4番柏葉さん。

○4番(柏葉久子君) 本件のこの提案が議決が通った後に本契約に入られると思うのですけれども、その折に私がお願いしたいのは、これは半額みたいな感じで、相手方はとてもいい条件で、土地も造成されたところを買っていただけるという、今まで何も言ったらあれなのですけれども、5,000万円以上の価値があった土地なのですけれども、今回、このように買って、企業誘致で、とてもこれはいいことだと私は思うのですけれども、よい土地を買われた丸和油脂さんにはお願いがあるのですけれども、新工場をお建てになるときは、ぜひ美幌町の業者を使っていたきたいという、そういうことをちょっとでも町長が強くプッシュして、お願いをしたいということ。

それから、これは本当に給食センターの真裏ということにおいては、これから学校給食における意味でも、加工商品を安く原料で買えるというのは、先ほども教育長のほうにもお聞きをしたのですけれども、水道光熱費が結構安くなっているのです。その点のことを聞きましたらやはり、そういう加工された物を使うと、余分に洗ったり何かというものがなくても済むから、そういう部分では水道費なんかは安くなると、そういうお話もお聞きしましたので、そういう点も含めて、ここが入る上ではいろいろなメリットもとてもあるというふうに思います、町民にとっても。

ただ、そういったことがもし契約上許されるのであれば、なるべくそういうふうな方法で、美幌町民の皆様のために、少しでも業者等も使っていただけるような旨の、契約に少しでも書いていただければなという思いがありまして、その点、町長どうでしょうか。

○議長(小林 勲君) 町長。

○町長(土谷耕治君) 契約書にはなかなか書き込めないと思いますけれども、意は受け

ておきたいと、そのように思います。

○議長(小林 勲君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 勲君) これで、議案第32号の質疑を終わります。

これから、議案第33号平成22年度美幌町一般会計補正予算(第10号)についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 勲君) 質疑なしと認めます。

これで、議案第33号の質疑を終わります。

これから、議案第32号財産の処分についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(小林 勲君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第33号平成22年度美幌町一般会計補正予算(第10号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(小林 勲君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(小林 勲君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本日は散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時40分 散会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員